

監査公表第 553 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 19 年 2 月 21 日

京都市監査委員 青木 善男  
同 久保省二  
同 江草哲史  
同 藤井昭

京都市職員措置請求に係る請求文  
京都市職員措置請求書

2006 年 12 月 18 日

京都市監査委員様

請求人

(氏名) A

(住所) 京都市中京区

ほか 8 名

- (1) 京都市立保育所と市が保育料を徴収する民間の認可保育所における保育料の未収額は 1975 年度から 2005 年度までで約 14 億 4000 万円にのぼる。滞納者のなかには、37 人（世帯）の市職員も含まれていることが判明した。市職員の滞納額は昨年度までの 5 年間で 3600 万円にのぼる。市は保育料を回収する義務を怠っていると言わざるを得ない。さらに、全滞納額のうち時効期限（5 年）を過ぎている滞納額は約 7 億円に達する（添付資料 1）。
- (2) また、市営住宅の家賃滞納は、2004 年度までで 8 億 8200 万円にのぼる。保育料同様家賃滞納者の中には、昨年度決算で 35 人（世帯）の市職員が含まれており、その滞納額は 1600 万円にのぼる（添付資料 1）。市職員の家賃滞納はかなり以前から議会などで問題視されてきており、市は明確に市職員滞納者の存在を認識していたのにもかかわらず、回収するための抜本的な措置を取ることを怠っていると言わざるを得ない。また、市職員の滞納分のうちすでに時効期間（5 年）を過ぎている金額も含まれていると推測される。
- (3) 上記(1)(2)のとおり、市は滞納保育料の回収を怠り、また、市営住宅の家賃を滞納している市職員からの家賃回収も怠ったことにより、市に多額の損害を与えた。よって、地方自治法第 242 条第 1 項の規定にもとづき、監査委員において、以上の事実に関する厳正な監査を実施され、①滞納保育料の徴収を怠る事実により市に損害を与えた市職員に対し、滞納保育料同額を弁償させること、②市職員の滞納家賃の回収を怠る事実により市に損害を与えた市

職員に対し、滞納家賃同額を市に弁償させること、など必要な措置をとることを求める。

以上

添付資料1：京都新聞2006年12月6日付

注 事実証明書の記載を省略した。

### 請求人に対する監査結果通知文

監 第 1 4 6 号

平成19年2月16日

請求人 様

京都市監査委員 青木 善男  
同 久保 省二  
同 江草 哲史  
同 藤井 昭

#### 京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成18年12月18日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく京都市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により通知します。

#### 第1 請求の要旨

- 1 京都市立保育所と京都市（以下「市」という。）が保育料を徴収する民間の認可保育所における保育料の未収額は昭和50年度から平成17年度までで約14億4,000万円に上る。滞納者の中には、37人（世帯）の市職員も含まれていることが判明しており、市職員による滞納額は平成17年度までの5年間で3,600万円に上る。市は保育料を回収する義務を怠っている。また、全滞納額のうち5年の時効期限を過ぎている滞納額は約7億円に達する。
- 2 市営住宅の家賃滞納は、平成16年度までで8億8,200万円に上る。保育料同様、家賃滞納者の中には、昨年度決算で35人（世帯）の市職員が含まれており、その滞納額は1,600万円に上る。市職員による家賃滞納はかなり以前から議会等で問題視されており、市は明確に市職員である滞納者の存在を認識していたにもかかわらず、回収するための抜本的な措置を取ることを怠っている。また、市職員による滞納分のうち既に5年の時効期間を過ぎている金額も含まれていると推測される。
- 3 上記のとおり、市は滞納保育料の回収を怠り、また、市営住宅の家賃を滞納している市職員からの家賃回収も怠ったことにより、市に多額の損害

を与えた。よって、法第 242 条第 1 項の規定に基づき、監査委員において、以上の事実に関する厳正な監査を実施し、①滞納保育料の徴収を怠る事実により市に損害を与えた市職員に対し、滞納保育料同額を弁償させること、②市職員の滞納家賃の回収を怠る事実により市に損害を与えた市職員に対し、滞納家賃同額を市に弁償させること等、必要な措置を取ることを求める。

## 第2 要件審査

- 1 本件請求は、昭和 50 年度から平成 17 年度までの間にわたり総額約 14 億 4,000 万円の保育料の滞納があること、及び平成 17 年度決算時において 35 人（世帯）の市職員により約 1,600 万円の市営住宅家賃の滞納があることをもって、それぞれ財務会計上の怠る事実とする住民監査請求である。
- 2 住民監査請求は、請求の対象とする財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実を特定してしなければならない。請求の対象とする財務会計上の行為の特定の程度については、最高裁平成 2 年 6 月 5 日判決において、対象とする当該行為を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に掲示することを要し、また、当該行為が複数である場合には、当該行為の性質、目的等に照らしこれらを一体と見て、その違法性又は不当性を判断するのが相当な場合を除き、各行為を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に掲示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に掲示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であるとされている。このことは、財務会計上の怠る事実を対象とする住民監査請求においても同様であると解すべきである。
- 3 以上の基準に照らして本件請求について見ると、保育料又は市営住宅家賃の徴収を怠る事実があるかどうか、当該怠る事実が違法又は不当であるかどうかについては、1 件ごとに個別に判断するべきであるかどうかはともかく、滞納状況（滞納の額、期間、滞納時からの経過期間等）や、市の対応（滞納整理方針、講じた措置等）の具体的な内容に応じて判断るべき性質のものであって、そのような個別的、具体的な事情を考慮することなく一体的に判断することが相当であるような性質のものではない。

したがって、本件請求においては、請求の対象とする違法又は不当に保育料又は市営住宅家賃の徴収を怠る事実について、その範囲を画して包括的に特定するだけでは足りず、請求の対象とする違法又は不当に公金の徴

収を怠る事実（以下「請求対象事実」という。）を、他の怠る事実から区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示する必要がある。

4

(1) これを、本件請求のうち保育料の徴収を怠る事実に係る部分について見ると、請求書の記載によれば、本件請求は、昭和 50 年度から平成 17 年度までの 30 年間に約 14 億 4,000 万円の保育料の滞納が生じており、その徴収ができていないことをもって請求対象事実とするものであるが、このような請求は、保育料の未収金が生じた期間及び金額の範囲を示して、その範囲内における保育料の徴収を怠る事実を包括的に特定するものであって、違法又は不当に保育料の徴収を怠る事実を具体的に特定するものではないから、請求対象事実について、十分に特定されているとは認められない。

(2)

ア ところで、本件請求のうち保育料の徴収を怠る事実に係る部分においては、滞納されている保育料のうち、①約 7 億円について時効期間（5 年）が経過したとされていることが摘示されるとともに、②37 人（世帯）の市職員が滞納する保育料の額が平成 17 年度までの 5 年間で 3,600 万円に上ることが摘示されている。

イ そこで、これらについて見ると、上記①については、時効の関係で回収できない見通しが得られている保育料の概算金額を示して、その範囲内における保育料の徴収を怠る事実を包括的に特定しようとするものであるが、保育料の徴収事務を統括する保健福祉局に確認したところによると、上記金額は、実際に時効消滅した保育料債権の額を積算して得たものではないことが判明した。そうすると、上記①については、違法又は不当に保育料の徴収を怠る事実を具体的に特定するものないことは明らかであるから、請求対象事実が特定されているとは認められない。

ウ 上記②について見ると、当該摘示は、債権の内容に係る重要な要素である債務者を「37 人（世帯）の市職員」と特定し、市が当該債務者に対して有している債権の範囲を「昨年度までの 5 年間で 3600 万円」と特定しているうえ、事実証明書の記載によれば、これらが市会の普通決算特別委員会の総括質疑の場で取り扱われた事実で、その内容からして市の当局が特定した個別の債権を基礎としたものであることがうかがわれるから、請求対象事実が他の怠る事実から区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示されていると認められる。

5 次に、本件請求のうち市営住宅家賃の徴収を怠る事実に係る部分につい

て見ると、請求書の記載によれば、本件請求の対象は、市営住宅の滞納家賃のうち、平成17年度決算時における35人（世帯）の市職員による滞納家賃約1,600万円の徴収を怠る事実とされており、事実証明書の記載によれば、これが市会の普通決算特別委員会の総括質疑の場で取り扱われた事実で、その内容からして市の当局が特定した個別の債権を基礎としたものであることがうかがわれるから、請求対象事実が他の怠る事実から区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示されていると認められる。

6 以上から、本件請求中、保育料の徴収を怠る事実に係る部分のうち昭和50年度から平成17年度までの30年間に約14億4,000万円の保育料の徴収ができていないこと、又は上記金額のうち約7億円について時効期間が経過したとされていることをもって請求対象事実とするものについては、請求の対象の特定を欠くものとしてこれを却下し、保育料の徴収を怠る事実に係る部分のうち平成17年度までの5年間における37人（世帯）の市職員による滞納保育料約3,600万円の徴収を怠る事実をもって請求対象事実とするもの及び市営住宅家賃の徴収を怠る事実に係る部分（平成17年度決算時における35人（世帯）の市職員による滞納家賃約1,600万円の徴収を怠る事実をもって請求対象事実とするもの）について、監査を実施することとした。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成19年1月26日に請求人Bの代理人Cからの陳述を聴取した。当該代理人は、本件請求の趣旨を補足する陳述を行った。その要旨は、おおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、保健福祉局及び都市計画局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

##### (1) 市営住宅家賃の徴収を怠る事実について

ア 平成18年12月6日の市会普通決算特別委員会において、市長は、市職員による滞納は社会悪であると答弁した。市政に対する市民の信頼を損なう重大な事実という点では同感である。

イ 滞納額が減少しているとか、納入指導をしていればよいという問題ではなく、1人でも市職員である滞納者があれば、市政に対する信頼を損なう重大な問題であると認識すべきである。

ウ 公務員でも滞納はあり得るが、数十人が長期にわたり滞納することは、異常な事態であるとの基本的な認識を持つべきである。

エ 平成15年8月の監査請求が棄却された理由は、市職員の改良住宅等

に係る家賃の徴収を怠り、長期にわたる滞納を黙認してきた事実はないというものであるが、納入指導を行っているだけで怠る事実がないといえるか疑問である。

オ 市営住宅家賃の滞納問題は、過去に市会で度々取り上げられ、市は、その度に是正すると答弁してきたが、滞納は依然かなりの額に上っており、改善されていない。市職員による滞納は、遅くとも平成12年11月の市会で問題とされており、それから6年以上経過してもなお解決していないことから、家賃の徴収を怠り、市民に損害を与えていた。

(2) 保育料の徴収を怠る事実について

ア 市の保育所の状況から考えて、滞納された保育料のかなりの部分が同和保育料に関係していると思われる。

イ 同和保育料の滞納は、改良住宅家賃の滞納と同様、以前から関係者の間では周知の事実であり、市はこれを知りつつ長期にわたり放置してきた。

ウ 納入を促す書類の送付等はしているだろうが、結果的に抜本的な措置を講じることを怠ったと理解すべきである。

エ 時効によって回収できない金額が7億円もあり、時効の成立を阻止してこなかったのであるから、徴収を怠り、損害が生じている。

2 新たな証拠の提出

請求人は、新たな証拠の提出を行わなかった。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成19年1月26日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、1名の請求人代理人が立ち会った。

(1) 都市計画局関係職員の陳述（市営住宅家賃の徴収を怠る事実について）

ア 滞納整理対策について

(ア) 公営住宅、改良住宅とともに、入居者を居住させることを行政目的とすることから、滞納が生じた場合は、住み続けさせることを第一義としつつ、滞納解消のための措置を講じる一方、悪質な滞納者に対しては、市営住宅の管理秩序の維持のため、住宅の明渡訴訟等の厳しい措置を講じている。

(イ) 市営住宅の滞納整理対策は、公営住宅と改良住宅との歴史的背景や性格の違いから、現在は、これらを区別して行っている。

(ウ) 公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者のために供給する住宅で

あり、入居者の生活基盤の安定と住宅の適正管理及び有効活用の観点から、昭和 59 年 3 月 19 日に市営住宅家賃滞納整理要綱を策定し、指導から法的措置までの業務を体系的に実施している。

(I) 改良住宅については、市の場合、同和地域の環境改善事業のために多くの改良住宅が建設された。改良住宅は、住宅地区改良法により指定された対象地区内の土地建物を全面的に買収して建設したもので、これにより住居を失い、住宅に困窮することとなった従前の居住者及び事業協力者のための代替住宅である。

改良住宅では、昭和 53 年 7 月の全面的家賃改定に対する反対運動等により収納率が大幅に低下し、多数の滞納が発生した。滞納発生当初の滞納者対策は、常駐管理職員による口頭の納入指導であったが、その後、本庁における滞納対策専任担当係の発足（平成 5 年 4 月）、本庁担当職員が直接臨宅訪問して行う納入指導体制の整備並びに長期滞納者への支払命令の申立及び分納不履行者への督促の実施等（平成 6 年 4 月）、公営住宅と同様に住宅の明渡しを求める法的措置を含めた滞納整理方針の策定（平成 12 年度）に取り組んだ。また、上記反対運動に係る集団訴訟は、平成 12 年度に市の全面勝訴で終結させた。

(オ) 上記の取組の結果、改良住宅に係る現年度分家賃の徴収率は大きく向上し、市営住宅全体の平成 17 年度の現年度分家賃の徴収率は 96.6 パーセントとなっている。しかし、平成 16 年度までに、市営住宅全体で 8 億 8,200 万円にのぼる滞納額があり、取組の強化が求められていると認識している。

(カ) 現在、公営住宅では方面管理事務所の設置等納入指導体制の充実を図り、改良住宅では上記(I)の滞納整理方針に基づき業務を進めており、口座振替による納入の勧奨及び生活保護受給者に係る特例納付制度の活用による現年度分未収額の減少に努めている。また、文書、電話、臨宅等による滞納指導を徹底するとともに、改良住宅については、平成 18 年度に法的措置の基準を「滞納月数 60 箇月以上又は滞納額 50 万円以上」から「滞納月数 36 箇月以上又は滞納額 40 万円以上」に強化した。

(キ) これらの取組により、滞納者数は平成 13 年度決算時と同 17 年度決算時の比較で、公営住宅は 4,403 名から 3,774 名に、改良住宅等は 1,147 名から 1,041 名に減少した。また、過年度分の未収額は平成 13 年度の 10 億 400 万円から同 17 年度に 8 億 8,200 万円に減少した。改良住宅については、平成 12 年度の応能応益的家賃制度の導

入による家賃調定額の増加の影響で過年度家賃の未収額が同 16 年度まで増加していたが、平成 17 年度は、滞納整理を行う部門の一元化等により、対前年度比で 2,000 万円減少させた。公営住宅については、平成 13 年度以後毎年減少させている。

- (ク) 以上のように、一定の成果は得られているが、いまだに滞納額が多い状況を真摯に受け止め、更に滞納解消に取り組む。

今後も、滞納を未然に防ぐため、生活保護受給者に係る特例納付制度の適用推進や口座振替による納入の勧奨とともにきめ細かい納入指導に取り組んで徴収率の向上を図る。また、法的措置を前提にした納入指導により長期滞納の解消を図るとともに、厳正に法的措置に取り組む姿勢で長期滞納の抑止を図る。

改良住宅については、長期滞納が問題視されている現状を踏まえ、これを早期に解消するため、法的措置の基準を平成 19 年度に「24 箇月以上」、平成 20 年度に「12 箇月以上」と強化し、公営住宅の基準と統一する。

イ 市職員による市営住宅家賃の滞納について

- (ア) 改良住宅について、平成 12 年度の応能応益的家賃制度の導入を契機とする納入指導の中で、滞納者の中に長期滞納者を含む多くの市職員がいることが判明した。
- (イ) 家賃を滞納している市職員については、厳しい納入指導を行い、「納入指導に応じないものをゼロにする」取組、さらには法的措置によって対処した結果、滞納者は 154 名（平成 11 年度決算時）から 35 名（平成 17 年度決算時）に減少し、成果を挙げている。
- (ウ) 平成 18 年度は、上記 35 名について分割納入の誓約（以下「分納誓約」という。）を見直し、更に早期に滞納を解消するよう取り組み、14 名については全額を納入させ、5 名が自主明渡し等をしたことにより、現時点で市職員である滞納者は 16 名に減少させた。残る者についても、給与を差し押された 1 名を除き、遅くとも平成 19 年度内に完納するよう、分納誓約を締結している。
- (エ) 市職員による滞納家賃については、上記分納誓約により時効が中断しているため、現在、時効消滅したものはない。
- (オ) 市職員による市営住宅家賃の滞納はあるまじき行為であることを強く認識し、上記分納誓約に従わない者が生じた場合は、直ちに法的措置を講じる。今後も強い決意で滞納解消に取り組む。
- (2) 保健福祉局関係職員の陳述（保育料の徴収を怠る事実について）  
ア 保育料の滞納整理対策について

- (ア) 保育料の徴収権限は、市長から福祉事務所長に委任されており、徴収事務は福祉事務所の支援課又は支援保護課で行っている。保健福祉局は、マニュアルの作成、研修等による福祉事務所の指導、監督を行っている。
- (イ) 保育料を納入すべき扶養義務者に対しては、機会あるごとに、口座振替制度の利用を働き掛けている。口座振替が不能であった場合は直ちに通知するなど、滞納とならないようにする仕組みづくりに努めている。
- (ウ) 納入通知書を用いて納入する者については、納入通知書を速やかに届け、滞納発生後は直ちに督促状を送付し、それでも納入がない場合は福祉事務所で電話、家庭訪問等の個別指導を行い、現年度分の滞納者の滞納長期化の防止に取り組んでいる。
- (エ) 滞納が長期化して過年度分となった場合は、福祉事務所及び滞納整理嘱託員による厳しい指導を行うとともに、一括納入が極めて困難な場合は、時効中断の効果も考慮し、扶養義務者の収入状況を十分把握したうえで分納誓約書を提出させ、分割納入を認めている。また、7月及び12月のボーナス時期には、過年度分についても催告書を送付するなど徴収対策を強化している。
- (オ) 保育料の徴収については、平成2年度に、保育所長が取りまとめて納入する徴収方法から保護者が市に直接納入する徴収方法に変更したところ、保育所長等からの督促を受けなくなったことなどにより、徴収率が年々低下した。厳しい財政状況の中で保育所運営の財源を確保し、保育料の納入世帯と滞納世帯との不公平を是正するため、納入意識を高め、徴収率を向上させる取組を行ってきた。平成10年度には、滞納整理嘱託員を2名採用し、平成12年度、同17年度及び同18年度に1名ずつ増員して、納入指導を行っている。また、平成15年度に保育所長に保育料の納入に関する相談や指導を行ってもらう保育所保育料徴収協力事業を醍醐区域でモデル実施し、効果が実証されたため、同17年度からモデル区域を7区域に拡大し、同18年10月から同事業を全市に拡大して実施した。保育料の徴収については、福祉事務所、滞納整理嘱託員及び保育所長の三者が連携して取り組むこととした。
- (カ) 保育料の滞納整理については、様々な社会的要因からやむなく保育料を払えない扶養義務者が存在することもあり、状況に応じたきめ細かな納入指導を基本として取組を進めてきた。
- (キ) しかし、以上の対策によっても滞納が残り、悪質と認められる場

合に、滞納処分も視野に入れた対策の強化を図るため、平成18年6月に、悪質な滞納者に対する滞納処分を実施する方針を固め、同年10月には京都市保育所保育料滞納処分要綱（以下「保育料滞納処分要綱」という。）を策定して滞納整理事務を改めて明確にした。

#### イ 市職員による保育料の滞納について

- (ア) 以上のように保育料の滞納に対し厳しく対応している中で、滞納者の中に市職員の存在が判明したため、保育料を滞納している市職員を洗い出すこととし、手作業で半年程度かかったが、平成18年10月に37世帯、約3,600万円の滞納を特定した。
- (イ) 市では、従来、保育料の滞納整理について市職員とその他の者を区別してこなかったが、市職員による滞納は、市民の信頼を裏切る、公務員としてあるまじき行為であるとの認識の下、平成19年度からの一般滞納者に対する滞納処分の実施に先行して、平成18年10月に京都市保育所保育料を滞納した京都市職員に係る京都市保育所保育料給与差押等取扱要領（以下「保育料滞納職員給与差押等要領」という。）を策定し、納入指導に従わない者に対しては即座に滞納処分を行うこととし、分納誓約を受理する要件も一般滞納者よりも厳しいものとした。
- (ウ) 上記の方針の下、市職員である滞納者に対し、滞納行為は信用失墜行為や非違行為と判断される場合もある旨を記載した特別催告書を平成18年11月1日に送付し、同年12月8日の期限までに納入されなければ給与を差し押さえるという指導を行った結果、全37世帯について、全額納入され（13世帯）、又は条件に合致する分納誓約が提出された（24世帯）。そのため、滞納処分は実施していないが、一度でも分納誓約に違反すれば、直ちに滞納処分を実施する旨の指導は継続している。
- (エ) 指導の結果、滞納額は約880万円減少し、約2,700万円となっている。
- (オ) 新たに市職員の滞納が判明した場合は、短期間で強い納入指導を行い、従わない場合は即座に滞納処分を実施する。

### 第4 監査の結果

#### 1 事実関係

京都市職員措置請求書、事実証明書及び請求人の陳述並びに関係職員の陳述、関係職員が提出した関係書類及びその他の関係職員の説明の内容を総合すると、次の事実が認められる。

##### (1) 保育料の徴収について

### ア 保育料債権の性質等

- (ア) 保育料は、児童福祉法第56条第3項の規定により、市町村の長が、市町村が同法第51条により支弁した保育費用を扶養義務者から徴収するものであり、その額は、市においては、児童の属する世帯の税額、保育時間帯、児童の年齢等に応じて、京都市児童福祉施設措置費等徴収規則に基づいて設定されている。
- (イ) 保育料については、これを指定された期限内に納入しない者がある場合、地方税の滞納処分の例により処分することができるとされている（児童福祉法第56条第10項）。
- (ウ) 保育料債権の消滅時効については、法第236条の規定が適用され、時効期間は5年である（同条第1項）。時効が完成した場合には、当事者の援用が不要で、時効利益の放棄もできない（同条第2項）ことから、時効の完成により債権が当然に消滅することとなる。
- また、納入の通知及び督促に時効中断の効果がある（同条第4項）。
- (エ) 市においては、保育料の徴収に係る市長の権限は、福祉事務所長に委任されており（京都市児童福祉法施行細則第2条第2項）、保育料が滞納された場合における滞納者の財産の調査、捜索又は差押えに係る市長の権限は、当該職務に従事する職員（以下「滞納処分事務職員」という。）に委任されている（同規則第3条）。

### イ 保育料の徴収状況

平成元年度から同17年度までの保育料の徴収状況は、次のとおりである（表中の金額は、千円単位）。

なお、保育料の徴収については、京都市基本計画第2次推進プラン及び京都市財政健全化プランにおいて、平成20年度までに現年度の徴収率を98.5パーセントとする目標が掲げられている。

#### (ア) 現年度分

年度	調定額	収納額	徴収率(パーセント)	未収額	不納欠損額
元	3,849,335	3,833,035	99.6	16,300	0
2	3,749,561	3,693,972	98.5	55,589	0
3	3,875,087	3,796,007	98.0	79,080	0
4	4,010,847	3,912,928	97.6	97,919	0
5	4,124,950	4,013,931	97.3	111,019	0
6	4,189,776	4,071,176	97.2	118,600	0
7	4,336,302	4,211,335	97.1	124,967	0
8	4,323,279	4,190,671	96.9	132,608	0
9	4,580,325	4,427,613	96.7	152,712	0
10	4,855,033	4,676,744	96.3	178,289	0
11	4,966,836	4,779,223	96.2	187,613	0
12	4,459,579	4,311,061	96.7	148,518	0
13	4,994,190	4,826,716	96.7	167,474	0

14	5,069,679	4,907,082	96.8	162,597	0
15	5,025,792	4,871,994	96.9	153,798	0
16	5,055,685	4,905,488	97.0	150,197	0
17	5,723,263	5,558,153	97.1	165,110	0

(イ) 過年度分

年度	調定額	収納額	徴収率(パーセント)	未収額	不納欠損額
元	26,028	1,528	5.9	24,500	0
2	40,800	5,174	12.7	35,626	0
3	91,215	19,323	21.2	71,892	0
4	150,972	29,727	19.7	121,245	0
5	219,002	41,949	19.2	177,053	0
6	289,900	46,138	15.9	243,762	0
7	363,151	54,028	14.9	309,123	0
8	434,985	48,725	11.2	386,260	0
9	519,570	48,063	9.3	471,507	0
10	624,807	64,591	10.3	560,215	0
11	739,276	61,290	8.3	677,985	0
12	865,355	64,902	7.5	800,453	0
13	949,422	56,044	5.9	893,378	0
14	1,060,852	61,779	5.8	999,073	0
15	1,161,670	66,999	5.8	1,094,671	0
16	1,248,469	61,216	4.9	1,187,253	0
17	1,336,666	60,716	4.5	1,275,950	0

ウ 口座振替による納入の利用状況

平成2年度に開始された口座振替による納入制度は、納入通知書による納入よりも確実な徴収が見込めるため、やむを得ない事情がない限り、原則としてこれを利用することが推奨され、利用促進が図られている。最近の口座振替による納入の利用状況は、次のとおりである。

年度	利用率(パーセント)
14	84.5
15	83.9
16	86.5
17	86.7
18	88.1

エ 保育料の滞納整理対策

(ア) 滞納整理対策に係る考え方

保育料の徴収については、下記(イ)で述べるように平成2年度以後徴収率が年々下落していったが、市では、その原因が徴収方法の変更による扶養義務者の納入意識の低下にあると分析し、厳しい財政状況の中での保育所の運営に係る財源の確保、及び保育料を納入している世帯と滞納している世帯との不公平の解消のため、扶養義務者の納入意識を高めて徴収率を向上させ、滞納を未然に防ぐとの考え方の下で、対策が講じられてきた。

一方で、滞納整理の手法は、従来、下記(ウ)で述べるように納入指導を中心とするものとされており、保育料の強制徴収手段である滞納処分は、他の地方公共団体における実施例が少ないとこと、及び保育料が福祉施策に係る負担金であることを考慮して、慎重な対応が採られてきた。

#### (イ) 滞納整理対策の経過

保育料の徴収については、平成元年度には99.6パーセントであった現年度分の徴収率が、同2年度には98.5パーセントと大きく低下した。このような徴収率の低下は、保育所長を窓口とする平成元年度までの徴収方法を、同2年度から市が口座振替又は納入通知書により直接徴収する方法に改めたことが影響したと分析されている。

徴収方法を改めた平成2年度から、保育所への入所、保育料の収納情報が電算化され、同時に口座振替による納入制度の導入及びその利用促進の取組が開始された。

徴収率の低下が認められて以後、平成4年度に、徴収対策費が予算化され、福祉事務所による催告書の送付、長期高額滞納世帯の状況把握及び電話又は来庁面接による納入指導が開始された。その後、徴収対策強化月間（7月及び12月）における催告書の送付（平成5年度以後）、電話、面接による納入指導によっても納入しない者に対する家庭訪問による面接指導（平成6年度以後）と、順次滞納整理の取組が拡充されたが、その間も、徴収率の下落が続き、平成9年度には96.7パーセントとなった。

平成10年度に、滞納世帯への訪問指導を行う滞納整理嘱託員が2名採用され、滞納整理対策の強化が図られた。同嘱託員は、その後、平成12年度、同17年度及び同18年度に1名ずつ増員された。また、平成15年度に、保育所保育料徴収協力事業が醍醐区域でモデル実施され、同17年度に東山、山科、下京、南、西京、洛西の各区域を対象区域に追加したうえ、同18年10月から全市で開始された。この間、徴収率は、平成11年度に96.2パーセントまで落ち込んだものの、その後回復し、平成17年度は97.1パーセントとなっている。

#### (ウ) 従来の滞納整理事務

平成18年10月19日の保育料滞納処分要綱の実施（下記(I)）以前の保育料の滞納整理事務の内容は、次のようなものであった。

- ① 保育料の滞納が生じた場合、納期限（口座振替による納入の場合は、再度の振替日）が属する月の翌月に、同月末を納入期限とする督促状を発行する。同時に、保育所保育料徴収協力事業によ

り、保育所長等が滞納者に対して納入指導を行う。

- ② ①の文書指導及び保育所長等による納入指導にもかかわらず納入がない場合、福祉事務所による催告書の送付、滞納整理嘱託員による電話又は訪問による指導等を行う。場合によっては分納誓約を行わせるなどして、納入がされるまで指導を継続する。

(I) 保育料滞納処分要綱の策定

市では、以上のような納入指導を行ってもなお保育料の納入に応じない悪質な滞納者に対して、強制徴収手段である滞納処分を実施するため、平成18年10月19日から保育料滞納処分要綱を実施し、次のように、保育料の滞納整理に係る納入指導から滞納処分までの一連の滞納整理事務を定めた。

a 事前事務

- ① 納期に納入しない者に対して直ちに督促状を送付
- ② 納期に納入しない者に対して年3回催告書を送付
- ③ 上記①②に応じない者に対して呼出し又は訪問による納入指導を実施
- ④ 納入意思があり、一括納入できないと福祉事務所長が認める者には、分納誓約をさせる。

b 滞納処分事務

- ① 再三納入指導をしても納入しない者及び分納誓約をしない者のうち、法的措置を講じる必要があると福祉事務所長が判断した者に対して、特別催告書を送付
- ② 上記①にも応じない者について、給与等を調査
- ③ 福祉事務所長が差押等の滞納処分が可能と判断したものに対して、差押予告通知を送付
- ④ 上記③に応じない、又は分納誓約をしない者に対して、差押えを実施

(II) 滞納整理事務の体制

以上のような保育料の滞納整理は、徴収及び滞納整理に係る権限を有する福祉事務所長及び福祉事務所の滞納処分事務職員のほかに、保健福祉局子育て支援部保育課、滞納整理嘱託員及び各保育所（園）の所長等が連携して、おおむね次のような役割分担で行われている。

- a 保健福祉局子育て支援部保育課 福祉事務所や滞納整理嘱託員が行う事務の指導及び監督、督促状等の書式の作成、市民しんぶん等の広報媒体を利用した納入啓発
- b 福祉事務所長及び滞納処分事務職員 督促状、催告書の送付、

滞納者に対する納入指導等、口座振替による納入の利用促進、収納状況の管理、滞納処分の実施

- c 滞納整理嘱託員 長期滞納者の家庭訪問及び納入指導、分納誓約書の收受
- d 保育所長等 保育所保育料徴収協力事業による納入指導

(カ) 分割納入の取扱い

滞納されている保育料の分納誓約は、時効中断事由となるため（民法第147条第3号）、保育料の滞納整理対策では、世帯の状況や滞納理由等からやむを得ず一括で納入することができない場合に、滞納者に分納誓約を行わせる取組が行われているが、分納した場合の毎月の納入額（以下「分納月額」という。）や分納期間等の条件について、具体的な運用の基準は定められていないうえ、分納誓約が履行されない場合であっても、従来は、滞納処分の実施には慎重な方針が採られていた。

才 市職員による滞納への対応

(ア) 事実の把握

市では、悪質滞納者に対する滞納処分の実施に向けた検討のため、滞納状況の調査を行ったところ、滞納者に市職員が含まれることを把握した。

市は、一般の市民を対象とする滞納処分を実施しようとする中で、市職員による滞納は市民の理解が得られないとの認識から、市民に対する滞納処分の実施に先行して、市職員の滞納を解消するため、市職員の滞納状況の調査を行い、平成18年10月ごろ、保育料を滞納している市職員を特定した。

(イ) 対応方針

市では、保育料を滞納している市職員が厳しく納入指導を行っても従わない場合、滞納処分の実施等毅然とした態度で臨み、今後新たな滞納が発生した場合は、長期滞納させないよう短期のうちに強い納入指導を行い、これに従わない場合は即座に滞納処分を実施するとの方針を立て、保育料滞納職員給与差押等要領を平成18年10月19日から実施して、保育料を滞納している市職員に対し、次のように、一般の滞納者とは異なる滞納整理対策を講じることとし、同年11月1日付けで、特別催告書を送付した。

- a 一般の滞納者に対して行う納入指導（上記エ(イ)a）を経ることなく、直ちに滞納処分事務（同b）を行う。
- b 原則として滞納分を一括納入させるものとし、例外的に分納を

認める場合、次の条件を設定する。

- ① 毎月の納入額は、当該市職員が負担すべきであった1箇月分の保育料相当額以上、かつ、25,000円以上とすること。
- ② 滞納額全額を2年以内に完納し、現年度分の滞納は当該年度中に完納すること。
- c 滞納整理嘱託員が履行を監視し、期限までに納入がなければ分納誓約を取り消し、速やかに滞納処分（給与の差押え）を行う。
- d 滞納処分を予告する特別催告書の送付に際し、公務員としてふさわしくない行為である旨の指摘を行う。

カ 本件請求に係る保育料の滞納状況及び徴収状況

(ア) 本件監査の対象は、平成18年11月17日現在において市職員により滞納されている保育料（以下「本件滞納保育料」という。）であり、滞納者が属する世帯は37世帯、滞納額は総額で36,203,700円である。

(イ) 本件滞納保育料に係る37世帯のうち、13世帯については、平成18年12月31日までに、本件滞納保育料の全額（5,846,400円）が市に納入されており、滞納が解消されている。

(ウ) 平成18年12月31日現在で本件滞納保育料の残額がある24世帯についての平成19年1月31日現在の滞納整理の状況は、次のとおりである。

a 22世帯については、本件滞納保育料の全額について分納誓約がされ、当該分納誓約に基づき分納されている。当該分納誓約に基づく完納予定時期は、次のとおりである。

完納予定時期等	世帯数
平成19年 3月	1
7月	1
10月	1
12月	2
平成20年 3月	1
4月	1
9月	1
10月	3
11月	9
12月	1
平成22年 11月	1
計	22

b 1世帯については、平成17年9月22日付けで分納誓約がされていたものの、扶養義務者A及びBの離婚に伴い、平成18年11月1日の特別催告書の送付後は、本件滞納保育料1,601,900円を

2つに分けて履行管理をする方針が採られている。市職員であるAが負担するとされた1,075,600円については、分納誓約がされ、当該分納誓約に基づき分納されている。当該分納誓約に基づく完納予定時期は、平成20年11月である。また、市職員ではないBが負担するとされた523,600円については、一般の滞納者と同様の取扱いとする方針が採られており、現在、新たな分納計画の検討がされている。なお、保健福祉局関係職員の説明によると、Bが新たに定める分納計画に基づく分納を履行しないときは、Aに対して全額を請求する方針であるとされている。

c 上記a及びbの23世帯の分納誓約に係る分納条件については、保育料滞納職員給与差押等要領第3条各号に定める分納条件の基準(①分納月額は、滞納月額以上かつ25,000円以上とすること(同条第1号)及び②2年以内に完納すること(同条第2号))に照らすと、次のとおりである。

(a) 分納月額の設定が上記①の基準を満たさないものが11世帯ある。この点について、保健福祉局関係職員によると、分納月額の設定については、滞納者の生活実態を踏まえ、上記②の基準を満たす範囲で、現実的な金額となるように運用することがあり、そのような場合には可能な限り分納月額の不足を期末勤勉手当からの納入で補うような分納計画を立てさせるようしている旨の説明がされている。

(b) 分納月額及び分納期間の設定がいずれも上記①及び②の基準を満たさないものが1世帯ある。

当該世帯については、市側の錯誤により滞納保育料の一部を免責する内容を含む民事再生法に基づく民事再生計画が認可され、当該計画に基づき納入を続けている世帯であること、当該世帯に係る市職員が、上記のいったん免責とされた保育料についても納入義務の存在を認め、これを分割して納入するため、分納期間の延長を希望していたこと等を考慮して、特例を認める旨の決定がされている(平成18年12月21日保健福祉局長決定)。

d 1世帯については、分納誓約がされたものの、第1回の分納(平成18年12月)の履行が滞ったため、平成19年1月12日に当該分納誓約が取り消されたうえ同月31日を期限として滞納額全額の納入が請求された。その後、同日までに納入が確認されなかったため、同年2月6日付けて、滞納処分(給与債権の差押え)が実

行されている。差押額は、毎月の給与債権について 99,000 円（最終月は 5,800 円）とされている。

e 上記 a, b 及び d の 24 世帯の本件滞納保育料に係る各債権については、すべて、その発生又は直前の時効中断措置から 5 年を経過する前に督促又は分納誓約による時効中断措置が講じられていることが認められ、現在までに、時効が完成したと認められるものはない。

(I) 平成 19 年 1 月 31 日現在、上記(ウ)の 24 世帯に係る本件滞納保育料に係る残額は、26,871,600 円である。

(2) 市営住宅家賃の徴収について

ア 市営住宅家賃債権の性質等

(ア) 市営住宅家賃は、法第 225 条に規定する公の施設の利用に係る使用料に当たり、京都市市営住宅条例及び同条例施行規則に基づき算定された額が入居者から徴収されている。

(イ) 市営住宅家賃債権の消滅時効については、市営住宅の使用関係が基本的に私法上の賃貸借関係と異ならないため、私法上の賃貸借契約により発生する賃料債権と同様に、民法の規定が適用される。したがって、時効期間は 5 年であり（民法第 169 条）、当該債権につき確定判決を経た場合は 10 年である（民法第 174 条の 2）。

なお、法第 236 条第 4 項の規定により、納入の通知及び督促については、時効中断の効果がある。

イ 市営住宅家賃の徴収及び滞納整理に係る体制

(ア) 市営住宅家賃の徴収及び滞納整理の事務は、大きくは、改良住宅等（京都市市営住宅条例第 2 条第 1 号に規定する公営住宅（鷹峯市営住宅、楽只市営住宅、錦林市営住宅、養正市営住宅、三条市営住宅、壬生市営住宅、崇仁市営住宅、岩本市営住宅及び久世南市営住宅に限る。）並びに条例第 15 条第 5 項に規定する改良住宅等（北河原市営住宅を除く。）をいう。以下同じ。）と、その他の市営住宅とに分けて処理されている。

本件請求においてその徴収を怠っているとされている、平成 17 年度決算時において市職員により滞納されている市営住宅家賃（以下「本件滞納家賃」という。）は、これらのうち、改良住宅等に係るものである。

(イ) 改良住宅等の家賃（以下「改良住宅家賃」という。）の徴収事務については、平成 10 年度までは入居者に対する窓口業務（申請書類の受付、工事の調整、相談業務等）と併せて各地区の担当により処理

されていたが、平成 11 年度に、本庁に徵収事務に特化した担当を新設し、徵収事務が一元化された。平成 18 年度から、公営住宅との管理の一元化の推進のため、京都市住宅供給公社に委託されている。

滞納整理事務は、外部に委託されずに市において処理されており、現在は、公営住宅と同様に、都市計画局住宅室管理指導課において処理されている。

#### ウ 改良住宅家賃の徵収状況

平成 8 年度から同 17 年度までの改良住宅家賃の徵収状況(決算数値。

ただし、北河原市営住宅に係る家賃を含む。)は、次のとおりである(表中の金額は、千円単位)。

##### (ア) 現年度分

年度	調定額	収納額	徵収率(パーセント)	未収額	不納欠損額
8	293,011	244,601	83.5	48,410	0
9	387,731	317,478	81.9	70,253	0
10	386,871	318,526	82.3	68,345	0
11	373,945	310,796	83.1	63,149	0
12	418,465	357,521	85.4	60,944	0
13	462,991	405,890	87.7	57,101	0
14	499,581	449,914	90.1	49,667	0
15	537,393	483,647	90.0	53,746	0
16	563,207	509,394	90.4	53,812	0
17	590,576	558,626	94.6	31,634	316

##### (イ) 過年度分

年度	調定額	収納額	徵収率(パーセント)	未収額	不納欠損額
8	363,497	37,032	10.2	325,751	714
9	373,003	34,438	9.2	338,440	125
10	407,406	40,143	9.9	338,076	29,187
11	406,404	37,951	9.3	364,742	3,710
12	427,891	45,394	10.6	380,925	1,572
13	441,869	55,323	12.5	384,938	1,608
14	442,039	51,787	11.7	387,841	2,411
15	437,508	42,281	9.7	392,275	2,952
16	446,720	40,693	9.1	397,497	8,530
17	451,309	42,555	9.4	377,739	31,015

#### エ 徵収に係る数値目標及びその達成状況

改良住宅家賃の徵収については、現年度の徵収率に係る数値目標が次のとおり設定されている。

年度	目標徵収率(パーセント)	実績徵収率(パーセント)
16	91.0	90.5
17	91.0	94.6
18	96.0	—

#### オ 徵収率の向上のための取組

##### (ア) 口座振替による納入

徴収事務を効率化し、徴収率を向上させる方策の一つとして、口座振替による家賃の納入が推奨されている。改良住宅家賃に係る最近の口座振替による納入の利用状況は、次のとおりである。

年度	利用率（パーセント）
13	52.0
14	54.8
15	57.5
16	59.7
17	61.2

#### (イ) 生活保護世帯に係る家賃の特例納付制度

生活保護世帯に係る市営住宅家賃の納入について、生活保護費を支給する福祉事務所が被保護者（入居者）の委任を受けて直接住宅の管理者に納入する特例納付制度の運用が、市においては平成17年3月から開始されており、生活保護世帯に係る家賃滞納の予防策としてその適用の推進が図られている。

#### カ 改良住宅家賃の滞納整理対策

##### (ア) 滞納整理対策に係る考え方

市営住宅は、その性質上、その行政目的に応じて入居者を居住させることが本旨であることから、市営住宅家賃の滞納が生じた場合は、居住を継続させつつ、滞納解消のための措置を講じるという考え方を基本として、対策が講じられてきた。

一方で、度重なる納入指導に応じない悪質な滞納者については、これを放置することで市営住宅の管理に著しい支障が生じることから、住宅の明渡し訴訟等の措置を講じるとされている。

##### (イ) 滞納整理対策の経過

改良住宅家賃の徴収については、昭和53年7月の家賃改定に対する集団的な反対運動等の影響から、同年度の徴収率が、前年度の約88パーセントから約18パーセントに急落したことから、多数の家賃滞納者が生じるに至った。これに対し、当初の滞納整理対策は、現地常駐の管理担当職員が担っており、当該職員が日常の住民との接触の中で口頭での指導を行う程度であった。

平成5年度に、本庁に滞納整理担当職員が配置され、同6年度にはこれが拡充されて長期滞納者に対する計画的、組織的な納入指導の体制整備が図られた。滞納整理の方法は、文書指導（督促等5回）と臨宅訪問を粘り強く行い、これに応じない者に対して民事訴訟法に基づく支払督促の申立てと強制執行を行うとするものであった。

平成12年7月28日都市計画局長決定により、「今後の滞納整理のあり方（「滞納整理新方針」）について」（以下「滞納整理新方針」と

いう。) 及び京都市改良住宅等家賃滞納整理要綱(以下「改良住宅等滞納整理要綱」という。)が策定され、改良住宅家賃に係る滞納整理の取組について、基本的に公営住宅における取組と同様のものとするよう、滞納整理の方針が転換された。以後、悪質な滞納者に対する住宅の明渡しを含む法的措置が行われるようになった。

(ウ) 滞納整理事務の内容

改良住宅等に係る家賃の滞納整理は、改良住宅等滞納整理要綱に基づき、短期滞納者(滞納月数が12箇月未満の者)に対する納入指導と、長期滞納者(滞納月数が12箇月以上の者)に対する納入指導及び長期滞納者のうち悪質な者に対する法的措置が行われている。

a 基本的な納入指導

短期滞納者、及び法的措置を講じるに至らない滞納者に対しては、滞納状況に応じて、次のような納入指導が行われている。

滞納月数	指導の内容
1箇月	督促状の送付
2箇月	未納通知の送付
3箇月	催告書の送付、電話催告及び臨宅訪問による指導
4箇月以上	催告書、電話催告及び臨宅訪問による指導並びに保証人への催告
6箇月以上	催告書、警告書、電話催告及び臨宅訪問による指導並びに保証人への催告

b 分割納入の取扱い

納入指導に当たっては、分割納入を積極的に勧奨しつつ、履行管理の徹底を図ることとされている。都市計画局関係職員の説明によると、分割納入を認める条件は、次のとおりである。

- ① 分割納入は、毎月所定の額以上を当月分の家賃に加えるものとし、困難な場合には、特例を認める場合がある。その場合は、履行状況や収入状況をおおむね1年にわたり確認したうえ、分納月額の増額を指導する。
- ② 納入誓約書を署名押印のうえ提出させるよう努める。過去に約束不履行があった場合は、極力、納入誓約書の提出を求める。

c 法的措置

継続的な納入指導に応じない者のうち一定の滞納月数、滞納金額を超えるもので、滞納の常習性、滞納月の連續性、指導の期間及び回数、指導に対する反応、履行状況、収入及び生活の状況等を総合的に考慮し、滞納の悪質性を順序付けたうえで法的措置の対象者を確定し、①即決和解、②住宅の明渡し並びに滞納家賃及

び損害賠償金の支払を求める訴訟の提起又は③訴訟上の和解の法的措置を行う。法的措置の実施の基準は、改良住宅等滞納整理要綱において、滞納月数が 12 箇月以上の者を法的措置の対象とする旨定められているが、滞納整理新方針において、当面の基準が定められ、平成 17 年度まで当該基準により運用されてきた。当該基準は、その後、平成 18 年度から 3 年間で段階的に見直すこととされている。

(a) 滞納整理新方針で定められた基準

- ① 滞納月数が 60 箇月以上の滞納者
- ② 滞納月数が 36 箇月以上かつ滞納金額が 50 万円以上の者
- ③ 分納誓約をしたにもかかわらず、6 箇月以上の期間にわたり現年度分、過年度分ともに納入がない者

(b) 見直しに係る基準

次の条件に該当する者で、度重なる納入指導にもかかわらず分納誓約をしない、又は分納誓約を履行しないもの

- ① 平成 18 年度については、滞納月数 36 箇月以上又は滞納金額 40 万円以上
- ② 平成 19 年度については、滞納月数 24 箇月以上
- ③ 平成 20 年度については、滞納月数 12 箇月以上

d 法的措置の実施状況

改良住宅家賃の滞納者に対する法的措置の実施状況は、平成 18 年 9 月 30 日現在で次のとおりである。

年度	実施件数	内訳				訴訟提起 うち訴訟上の和解成立
		提訴・和解前解決 (完納又は自主明渡し)	呼出中	即決和解 成立		
13	10			9	1	
14	20			15	5	
15	22	1		19	2	1
16	19	1		12	6	
17	1			1		
18	4	2	1	1		
計	76	4	1	57	14	1

キ 市職員による滞納への対応

市職員による改良住宅家賃の滞納は、平成 12 年度の応能応益的家賃制度の導入を契機とする納入指導の中で判明し、平成 15 年度には、市職員である滞納者を対象に、納入指導に応じないものをなくすための取組が推進された。この間、市職員である滞納者の数は、平成 11 年度決算当時 154 名であったものが、同 15 年度決算時には 49 名となり、

同 17 年度決算時に 35 名となっている。

都市計画局関係職員の説明によると、市職員である滞納者に対しては、平成 18 年 10 月以後改めて指導を行い、分納計画の見直しをして、全員について、平成 19 年度中に滞納家賃を完納させる取組が行われており、市としては、これに従わない者には、法的措置を講じる方針であるとされている。

ク 本件請求に係る市営住宅家賃の滞納状況及び徵収状況

(ア) 本件滞納家賃の滞納者は 35 名で、滞納額は、総額で 16,325,042

円である。

(イ)

a 本件滞納家賃の滞納者 35 名のうち、15 名については、平成 19 年 1 月 24 日までに、本件滞納家賃の全額 (4,512,500 円) が市に納入されており、滞納が解消されている。

b 本件滞納家賃の滞納者 35 名のうち、1 名については、本件滞納家賃は全額 (223,800 円) 納入されたものの、平成 18 年 11 月分の家賃が新たに滞納されており、納入指導が行われている。

(ウ) 平成 19 年 1 月 11 日現在で本件滞納家賃の残額がある 19 名についての現在の滞納整理の状況は、次のとおりである。

a 13 名については、いずれも、従来から分納誓約を行って納入を行っていたが、上記キの方針に従い、平成 19 年度中に滞納分を完納するよう、分納計画が見直されて分納期間が短縮され、再度分納誓約が行われており、当該分納誓約に基づく分納が続けられている。見直し後の分納計画による完納予定時期は、次のとおりである。

完納予定期等	滞納者数
平成 19 年 5 月	2
6 月	1
11 月	1
12 月	3
平成 20 年 2 月	1
3 月	5
計	13

都市計画局関係職員の説明によると、これらの者については、現在の分納誓約に基づく分納に不履行があった場合、法的措置を行う方針であるとされている。

b 5 名については、分納誓約はされているが、入居名義人が市を退職している (2 名)、当該住宅を明け渡している (1 名)、及び入居承継により入居名義と滞納家賃債務を他の者に承継している

(1名)という理由から、市職員である入居者を対象とする上記キの分納計画の見直しの対象とされていない。これらの世帯の滞納整理状況は、次のとおりである。

- (a) 1名については、入居承継により名義人となった者が、前名義人（市職員）と市が行った即決和解に係る分納条件を承継し、当該条件に従い、分納が続けられている。完納予定時期は、平成23年6月である。
  - (b) 1名については、既に住宅が自主的に明け渡されたうえ、平成18年10月に、それまでの分納誓約に基づく分納期間を約6年短縮して再度分納誓約がされ、これに基づく分納が続けられている。完納予定時期は、平成21年9月である。
  - (c) 2名については、既に市を退職しており、現在は、それぞれ平成15年11月及び平成18年7月に行った分納誓約に基づく分納が続けられている。完納予定時期は、それぞれ平成32年10月及び平成19年11月である。
  - (d) 1名については、既に市を退職しており、平成18年7月に分納誓約（完納予定時期は、平成31年4月）がされていたが、当該誓約後に分納が履行されず、当月分の滞納が生じている。平成19年1月18日に、同月末を期限とし、当該期限までに上記未納が解消されなければ法的措置を行う旨の警告書が送付されたが、当該期限までに納入がなかったため、現在、当該滞納者との接触指導を図りつつ、法的措置に向けての手続が進められている。
- c 1名については、平成18年9月26日に、本件滞納家賃を含む820,850円について、当該滞納者の市に対する給与等の債権の差押命令がされている。差押額は、毎月の給与債権については所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1（上限2万円）、賞与債権については同様に控除した残額の4分の1（上限8万円）であり、請求債権額の回収前に退職したときは、未回収額を退職金債権から上記と同様に控除した残額の4分の1の範囲内で差し押さえることとされている。また、都市計画局関係職員の説明によると、この者について今後新たに当月分の家賃の滞納があった場合、分納は認めず、住宅の明渡請求を含む法的措置を講じるとされている。
- (イ) 上記(ウ)の19名及び上記(イ)bの1名に係る平成19年1月11日現在の滞納家賃額は、10,224,242円である。

(オ) 上記(ウ) a 及び b (a)から(c)までの計 17 名のうち、10 名については、平成 19 年 1 月 11 日現在の滞納月数又は滞納残額が、法的措置に係る平成 18 年度の基準（上記カ(ウ) c (b)①）を上回っている。

## 2 判断及び結論

### (1) 始めに

始めに、請求人は、保育料及び市営住宅家賃について、1人であっても、市職員がこれらを滞納していることが市政に対する市民の信頼を損なう重大な事実であり、滞納額が減少しているとか、納入指導を行っているというだけではこれらの徵収を怠る事実がないということはできない旨を主張するので、この点について判断する。

全体の奉仕者として市政を執行する立場にある市職員が、市が徵収する公金を滞納するということは、たとえそれが一私人としての行為であったとしても、市政に対する市民の信頼を損ね、誠実に納入している市民を裏切るものであって、許されるものでないことは、いうまでもないことである。多額の保育料及び市営住宅家賃が、市職員により滞納されている事実があるということは、公務員倫理上の観点、あるいは保育行政又は住宅行政の観点から見て、憂慮すべき事態であるといわなければならない。

一方、公金の徵収が行われていない場合における住民監査請求の対象は、違法又は不当な財務会計上の怠る事実の有無であって、財務会計法規によって求められる公金の徵収に係る措置が適法に講じられているかどうかが、判断の対象となる。

このような観点から見た場合、地方公共団体による徵収金の徵収についての法の規定は、債務者の職業上の属性すなわち債務者が当該地方公共団体の職員であるかどうかにより、財務会計上の取扱いを異にすることを要請しているとは解されないのであって、滞納者が市職員であるという債務者の職業上の属性に関する事実により、違法又は不当に公金の徵収を怠る事実の有無についての判断が左右されることはない。

したがって、本件監査については、滞納者が市職員であるかどうかにかかわらず、本件滞納保育料及び本件滞納家賃に関し、財務会計法規に照らして違法又は不当にこれらの徵収を怠る事実があるかどうかについて、判断するものとする。

### (2) 本件滞納保育料の徵収について

まず、本件滞納保育料について、違法又は不当にその徵収を怠る事実があるかどうかについて判断する。

ア

(ア) 保育料の徴収については、上記1(1)イ(ア)のとおり、平成2年度以後、現年度分保育料の徴収率の下落傾向が生じ、多額の滞納が生じるに至ったところであるが、市においては、徴収率の悪化の原因を、徴収方法の変更の影響により、納入義務者である扶養義務者の納入意識が低下したためであると分析し、納入意識の向上と現年度分保育料の徴収率の改善のため、納入指導を中心とする徴収対策が講じられてきたところである。市の徴収対策は、平成12年度以後、現年度分保育料の徴収率の改善が認められることからも、平成10年度からの滞納整理嘱託員の採用及び増員、平成15年度からの保育所保育料徴収協力事業等の取組により、一定の成果を挙げていると見ることができる。

一方、過年度分保育料については、調定額が年々増加し、平成18年度には、約14億4,100万円に上る額が調定されるに至っている。これまで、債務者の無資力その他の事由により徴収不能となった債権に係る不納欠損処理が行われてこなかったため、実際に行使可能な債権の実額と比べて過大な額が調定されていると考えられるところではあるが、現年度分保育料の未収額が過年度分保育料の収納額を大きく上回る状況が続いているため、滞納が累積し、上記のような額が調定されるに至ったものである。このような状況の改善には、扶養義務者の納入意識の向上や現年度分保育料の徴収率の改善による単年度未収額の抑制という従来の方法では限界があり、現年度分保育料の未収額を更に抑制しつつ、過年度分保育料の徴収に厳しく取り組み、収納額を大きく伸ばさなければ、問題の解決は望めない状況である。

- (イ) 保育料は、地方税の滞納処分の例により強制徴収することが可能な債権であるが、滞納処分は、滞納者の財産の調査を行い、処分の有効性を見極めたうえで実施する必要があり、徴収費用の増加につながるため、保育料の滞納整理対策は、滞納処分の権限を効果的に用いつつ、費用対効果も含め合理的な方法を検討すべきこととなる。
- (ウ) 従来の保育料の滞納整理対策について見ると、専ら納入指導を中心とする対策の中で、分納誓約をさせることにより時効を中断させる方法が採られてきたことが認められるが、分納誓約について、分納月額、分納期間等の分納条件に係る具体的な基準が定められておらず、強制徴収措置である滞納処分に対しても、慎重な姿勢が採られていたことが認められる。このような滞納整理の方針は、滞納処分を背景とした厳格な履行管理を行いにくいことから、納入意思の

ある滞納者はともかく、納入意思の薄弱な滞納者に対して分納誓約により時効を中断させる指導が繰り返される可能性があり、滞納整理対策としての実効性に乏しいという短所がある。

上記(ア)のような保育料の徴収に係る状況を踏まえ、現年度分保育料の未収額を更に抑制し、過年度分保育料の収納額を増加させるためには、上記のような従来の滞納整理対策の短所を改善し、滞納処分を背景とした納入指導及び分納誓約に係る履行管理を厳格に行いつつ、納入意思の薄弱な滞納者に対しては早期に滞納処分を実施して、滞納が長期化する前に確実に徴収するための措置を行う必要がある。

(イ) 保育料の滞納整理対策については、平成18年10月に保育料滞納処分要綱及び保育料滞納職員給与差押等要領が策定されたところであります、保育料を滞納している市職員に対しては同年11月1日に特別催告書が送付されて滞納処分を視野に入れた納入指導が開始され、その他の滞納者に対しては平成19年度から同様の事務が開始されることが予定されている。

上記各規程に基づく滞納整理対策は、納入指導に従わない者に対して滞納処分を実施する方針を明確にしている点で従来の滞納整理対策とは大きく異なるものである。保育料滞納処分要綱に基づく滞納整理対策については、分納誓約に係る分納月額、分納期間等の基準や、滞納処分事務の実施の要否を判断するための滞納月数、滞納額、滞納からの経過期間等による客観的な基準が定められておらず、実効性の担保のため、事務の開始までに客観的かつ合理的な基準が定められる必要があるが、滞納整理対策の方針としては、上記(ウ)で指摘したような従来の対策に係る短所を改善したものとして評価することができ、実務における厳格な運用により、滞納整理の効果を期待することができるものと考える。よって、上記各規程に基づく滞納整理対策が厳格に運用される限りにおいては、現在の保育料の滞納整理対策が、著しく合理性を欠く違法又は不当なものであるとは認められない。

イ

(ア) 本件監査の対象としている本件滞納保育料（平成18年11月17日現在において市職員により滞納されている保育料）は、以上のような保育料の滞納問題の一部をなすものであるところ、違法又は不当にその徴収を怠る事実があるかどうかは、現在採られている滞納整理対策の方針に照らし、合理的な措置が講じられているかどうかに

よって判断すべきである。

(イ)

- a 本件滞納保育料の現在の滞納整理状況（上記1(1)カ）を見ると、滯納者が属する37世帯のうちの13世帯（同(イ)）については、既に本件滞納保育料に係る滞納額の全額が徴収されており、この部分について、その徴収を怠る事実があるとは認められない。
- b 23世帯（上記1(1)カ(ウ)a及びd）については、平成18年12月31日までに、本件滞納保育料の全額について分納誓約がされている。

各世帯に係る分納条件（上記1(1)カ(ウ)c）を見ると、うち12世帯について保育料滞納職員給与差押等要領第3条第1号に規定する条件が満たされておらず、更にそのうち1世帯については同条第2号の条件も満たされていない。これらについては、同条第1号の分納条件については同条第2号を満たす範囲内で滞納者の生活状況に応じてある程度柔軟に運用されており、同条第2号の分納条件については特殊な事情を考慮して保健福祉局長決定により緩和されたことが認められるところ、いずれの措置も、本件滞納保育料の徴収に係る条件を市にとって著しく不利なものに変更するものではなく、不合理であるとはいえない。

保育料滞納職員給与差押等要領第4条の規定によると、分納誓約に基づく分納が納期限までに履行されなかった場合は、分納誓約を取り消したうえ、速やかに給与の差押えを行うこととされており、現に、平成18年12月分の履行がされなかった1世帯（上記1(1)カ(ウ)d）については、分納誓約が取り消されたうえ滞納全額の一括納入が請求され、履行がなかったため滞納処分が実施されている。このことからすると、これらの世帯については、滞納処分を背景とした厳格な履行管理を期待することができる。

以上から、上記の23世帯について、違法又は不当に本件滞納保育料の徴収を怠る事実があるとは認められない。

- c 1世帯（上記1(1)カ(ウ)b）については、本件滞納保育料1,601,900円の一部（1,075,600円）について、2名の滞納者のうち、市職員であるAから保育料滞納職員給与差押等要領第3条の条件を満たす分納誓約がされているが、残額（523,600円）については、これを負担することとされたBの資力及び生活状況に応じた分納計画の検討中であって、新たな分納誓約をさせるには至っていない。効率的かつ確実に滞納を解消するという観点からは、

滞納者間の負担区分の合意に左右されず、両滞納者に本件滞納保育料全額についての分納誓約をさせたうえ、より資力のある側から早期に全額を徴収するのが妥当であり、市の対応は、上記残額の徴収が遅れる可能性を残すもので、なお多額の滞納が残り、公金の徴収について厳格な対応が迫られている中にあっては、必ずしも適当であるとはいひ難いが、今後のBの納入状況により、Aから上記残額分を徴収する方針が採られていることを考慮すれば、著しく合理性を欠き違法又は不当であるとまでは認められない。これについて、現時点において違法又は不当に本件滞納保育料の徴収を怠る事実があるとは認められない。

(ウ) 以上のとおり、本件滞納保育料については、違法又は不当にその徴収を怠る事実は認められない。なお、請求人は、本件請求において、本件滞納保育料の徴収を怠ることにより市に損害が生じているとして、その徴収を怠った市職員に対し、これを賠償させるよう求めるが、本件滞納保育料については、一部が既に徴収され、なお滞納されている額についても時効消滅を阻止する措置が採られているから、請求人が主張する損害の発生は認められない。

よって、違法又は不当に本件滞納保育料の徴収を怠る事実があるとする請求人の主張は、理由がない。

### (3) 本件滞納家賃の徴収について

次に、本件滞納家賃について、違法又は不当にその徴収を怠る事実があるかどうかについて判断する。

ア

(ア) 改良住宅家賃については、過去に家賃の徴収率が著しく悪化した影響から、長期にわたる滞納者が生じているところ、市においては、平成4年度まで、現地常駐の管理担当職員による口頭指導が行われるだけで、法的措置を含む組織的、計画的な滞納整理対策が開始されていなかった。また、平成5年度以後の滞納整理対策は、法的措置として民事訴訟法に基づく支払督促を行うものではあったものの、長期滞納の抜本的な解決には至らなかった。そして、平成12年度に滞納整理新方針及び改良住宅等滞納整理要綱に基づく現在の滞納整理対策が開始されて住宅の明渡請求を含む措置を探るようになり、平成13年度から同17年度までの5年間で、現年度分家賃の徴収率を9.2ポイント改善させ、現年度分家賃に係る単年度の未収額も、調定額の増加傾向にもかかわらず、この間で約2,930万円減少させるなどの成果が見られるに至っている。

- (イ) 改良住宅家賃の長期滞納に係る問題が長期化している背景には、過去に、組織的、計画的な滞納整理対策の開始が遅れたことや、平成5年度から同11年度までの滞納整理対策が奏功しなかったことがあると考えられるところである。現在の滞納整理対策が一定の成果を挙げているとはいえ、平成17年度決算を見ると、現状は、なお現年度分家賃の調定額の約4分の3に匹敵する額の過年度分家賃が調定され、過年度分家賃の未収額が前年度に比べ約2,000万円減少したこと、過年度分家賃の収納額が前年度に比べ約180万円程度しか増加していない中にあって、約3,100万円の不納欠損処理の実施によるところが大きいと見られるなど、問題の抜本的な解決には至っていないといわざるを得ない状況である。
- (ウ) 以上のような改良住宅家賃の滞納の解消には、滞納者に滞納家賃を一括して納入させることが最も望ましいことはいうまでもないことであるが、滞納者の生活状況に応じ、合理的な分納月額及び分納期間を設定して分納誓約をさせ、住宅の明渡請求を含む法的措置を背景とした厳格な履行管理を行うことにより、滞納家賃を確実に納入させ、滞納を解消するという方法も、居住を継続しながら滞納を解消するという滞納整理の考え方（上記1(2)カ(ア)）や、債権の時効消滅の阻止、滞納者の生活の破たんの回避等の観点から見て、合理的な滞納整理方法であることができる。
- (エ) 改良住宅家賃の滞納整理対策を見ると、納入指導に当たっては、分納を積極的に勧奨することとしつつ、分納月額について一定の基準が設けられている（上記1(2)カ(ウ)b）。また、住宅の明渡しを含む法的措置を行う基準は、改良住宅等滞納整理要綱においては公営住宅と同様の基準が設けられているものの、滞納整理新方針において当面の基準として相当程度緩やかな基準が設けられ、平成18年度から段階的に強化したうえ、平成20年度から上記要綱に定める基準が適用されることとされている（上記1(2)カ(ウ)c）。
- これらの改良住宅家賃の滞納整理対策における諸条件は、公営住宅家賃の滞納整理対策における条件（分納誓約を行う場合の分納月額は1箇月分以上（最低額3,800円）とされ、法的措置基準は滞納月数12箇月以上とされている。）と比べると緩やかなものであり、同じ市営住宅家賃の滞納整理対策として、統一を図ることが望まれる。しかし、公営住宅と改良住宅等との性格の違いや講じられてきた滞納整理対策の経過等を考慮すれば、従来のこれらの差異が著しく均衡を失するとまでは認められないし、改良住宅家賃の滞納整理

対策については、法的措置基準の強化等、情勢の変化に対応した見直しもされていることが認められるところであって、現在の改良住宅家賃の滞納整理対策の方針が、著しく合理性を欠く違法又は不当なものであるとは認められない。

イ

(ア) 本件監査の対象としている本件滞納家賃（平成 17 年度決算時において市職員により滞納されている市営住宅家賃）は、改良住宅家賃に係る滞納問題の一部をなすものであり、その確実かつ効率的な徴収が求められ、早期解決が望まれる課題であることは確かであるが、現時点において、違法又は不当にその徴収を怠る事実があるかどうかは、現在採られている滞納整理対策の方針に照らし、合理的な措置が講じられているかどうかによって判断すべきである。

(イ)

a 本件滞納家賃の現在の滞納整理状況（上記 1(2)ク）を見ると、滞納者 35 名のうちの 16 名（同(イ)）については、既に本件滞納家賃に係る滞納額の全額が徴収されており、この部分について、その徴収を怠る事実があるとは認められない。

b 13 名（上記 1(2)ク(ウ) a）については、平成 18 年 10 月に、平成 19 年度中に滞納額を完納させるための分納誓約の見直しが行われているが、この見直しにより、分納期間が見直し前よりも大幅に短縮されたものがあるうえ、都市計画局関係職員によれば、当該分納誓約に基づく分納が履行されない場合には、直ちに法的措置を講じる旨の陳述がされている。このような措置は、一般の滞納者に対する対応と比べて厳しいものであり、法的措置を背景とした厳格な履行管理を期待することができるものであって、現在のところ、条件に沿った分納が履行されているから、これらについて、違法又は不当に本件滞納家賃の徴収を怠る事実があるとは認められない。

c 市職員である入居者を対象とする平成 18 年 10 月の分納誓約の見直しの対象とされなかった 5 名（上記 1(2)ク(ウ) b）については、そのうち 4 名（同(a), (c) 及び(d)）は既に債務者が市職員ではなく、1 名（同(b)）は既に住宅が明け渡されたため、一般の滞納者と同様の対応がされている。これらの者の中には分納期間が 10 年以上の長期にわたる者があるものの、分納月額は、所定の条件を満たしている。上記 5 名のうち 4 名（同(a), (b) 及び(c)）は、現在のところ条件に沿った分納が履行されており、1 名（同(d)）は、

納入の意思が見られず、法的措置の準備が進められている。これらについて、違法又は不当に本件滞納家賃の徴収を怠る事実があるとは認められない。

- d 1名（上記1(2)ク(ウ)c）については、本件滞納家賃を含む額について、当該滞納者の市に対する給与等の債権が差し押さえされている。差押えにより回収する額は、年額で40万円が上限とされており、請求債権全額の回収には2年以上を要するため、完納時期は、上記bの13名よりも後れることとなるが、請求債権について確実性の高い回収措置が講じられているうえ、今後の当月分家賃の滞納を許容しない方針であることが都市計画局関係職員により明らかにされていることから、これについて、本件滞納家賃の徴収を怠る事実があると認めるべき事情はない。
- e 平成19年1月11日現在、滞納月数又は滞納残額が、法的措置に係る平成18年度の基準を上回っている滞納者が存在するが（上記1(2)ク(オ)），これらの者について、現時点において、明らかに納入の意思がないと見るべき事情は認められず、当該事実をもって、違法又は不当に本件滞納家賃の徴収を怠る事実があるとは認められない。
- (ウ) 以上のとおり、本件滞納家賃については、違法又は不当にその徴収を怠る事実は認められない。なお、請求人は、本件請求において、本件滞納家賃の徴収を怠ることにより市に損害が生じているとして、その徴収を怠った市職員に対し、これを賠償させるよう求めるが、本件滞納家賃については、一部が既に徴収され、なお滞納されている額についても時効消滅を阻止する措置が採られているから、請求人が主張する損害の発生は認められない。

よって、違法又は不当に本件滞納家賃の徴収を怠る事実があるとする請求人の主張は、理由がない。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件滞納保育料の徴収及び本件滞納家賃の徴収については、いずれも、違法又は不当にこれらを怠る事実があるとは認められず、市に損害が生じているとも認められなかった。

よって、請求人の主張には理由がないので、本件請求は棄却する。

### 3 市長に対する要望

本件滞納保育料及び本件滞納家賃の徴収を怠る事実についての監査委員の判断は以上のとおりである。

#### (1) 保育料の徴収について

保育料の徴収については、平成2年度以後の現年度分保育料の徴収率の低下に対し、市において、納入指導を中心とする一連の徴収対策に取り組まれ、平成12年度以後は、徴収率の改善が見られるなど、一定の成果を挙げてきているものである。しかし、現在もなお、現年度分保育料の未収額が過年度分保育料の収納額を大きく上回り、滞納が累積していく傾向が続いていることから、現年度分保育料に係る未収額の更なる抑制と過年度分保育料の収納額の大幅な増加の実現が、喫緊の課題であるといわなければならない。

市においては、現年度分保育料について当該年度中の徴収を徹底することはもちろんのこと、滞納された保育料については、保育料債権に適用される消滅時効制度に十分留意のうえ、平成18年10月に策定した保育料滞納処分要綱及び保育料滞納職員給与差押等要領に基づき、滞納処分を背景とした納入指導及び分割納入を含む納入の管理を厳格に行い、納入意思が薄弱な滞納者に対する滞納処分を厳正に行うなどにより、確実な徴収のための対策を徹底されるよう要望する。

また、保育料滞納処分要綱に基づく納入指導事務及び滞納処分事務の実施については、分割納入の誓約を認める場合における分納条件及び特別催告書の発行を行うための滞納状況（滞納月数、滞納額等）に係る条件について、同要綱に基づく事務の開始までに、客観的かつ合理的な基準の設定に関し十分に検討されるよう、併せて要望する。

## (2) 改良住宅等の家賃の徴収について

改良住宅等の家賃の徴収については、市において、平成12年度から住宅の明渡請求等の法的措置の実施を含む滞納整理対策に取り組まれ、現年度分家賃の徴収率の向上及び未収額の減少については、大きな成果を見ることができる。しかし、過年度分家賃については、収納額が平成13年度以後減少傾向にある一方で不納欠損額が増加傾向にあり、現在も多額の滞納が残るなど、上記の滞納整理対策によっても、徴収状況の抜本的な改善には至っていない。また、市職員を当事者とする本件請求に係る家賃滞納だけを見ても、現在もなお、滞納月数又は滞納額が平成18年度における法的措置に係る基準を超えていた滞納者が残るなど、長期滞納に係る問題については、なお課題が残されているといわざるを得ない。

今後とも、長期滞納に係る問題の解決に向け、厳正な滞納整理対策に取り組まれるとともに、特に過年度分家賃の徴収に関し、収納額の増加のための効果的な措置を検討されるよう要望する。

（監査事務局第一課）